

## 埼玉県救命救急センター整備運営要綱

### 1 目的

この要綱は、国の救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号）に定めるもののほか、救命救急センターの運営に関する必要な事項を定め、センターの運営の適正化を図り、初期救急医療施設、第二次救急医療施設及び救急患者との搬送機関との円滑な連携体制の下に、重篤救急患者の医療を確保することを目的とする。

### 2 整備及び運営主体

県の医療計画等に基づき、救命救急センターを整備及び運営する者は、次に掲げる者とする。

ア 県

イ 知事の要請を受けた病院の開設者

### 3 運営方針

- (1) 救命救急センターは、初期救急医療施設及び第二次救急医療施設の後方病院であり、原則として、初期救急医療施設及び第二次救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。
- (2) 救命救急センターは、救急患者の受入れに係る責任者（医師であること。交替制でも差し支えない。）及び受入れの依頼があった際のセンター内の連絡体制を明確にしておくものとする。
- (3) 救命救急センターは、当直医等が救急患者の診療に従事している間に、新たな救急患者の受入れの依頼があり、当直医等のみによっては対応できないと判断される場合における非当直医等の動員体制を確立しておくものとする。
- (4) 救命救急センターは、救急患者の受入れ体制について変更があった場合は、その旨速やかに救急医療情報センター又は消防機関に通報するなど、救急医療情報センターとの緊密な連絡・通報体制を確立するものとする。
- (5) 救命救急センターは、臨床研修医等に対する救急医療の臨床研修の場とする。
- (6) 救命救急センターは、センターの円滑な運営を図るため、別に定める要領により運営委員会を設け、地域医療の中で果たすべき運営機能等について、協議するものとする。

(7) 県は、救命救急センター相互の連絡調整を図るため、別に定める要領により、救命救急センター長会議を設け、各センターの連携や共通する運営方針等について協議するものとする。

#### 4 補助対象

知事の要請を受けた病院の開設者が整備及び運営する救命救急センターを対象とする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。